

I 本格改正見送りの税制改正

星野 泉

明治大学政経学部助教授

2001年度の税制改正案

2001年度の税制改正は、基本的な部分は、これまでの減税策を踏襲しており、本年度分については、微調整にとどまっている。減税規模は、国1,700億円、地方税70億円、合計1,770億円となっている。

小渕政権以来の「恒久的減税」は、そのまま継続しており、減税規模は、6兆円を超えるものとなっている。これは、所得税・住民税の最高税率引下げと定率減税（所得税20%・上限25万円、住民税15%・上限4万円）、及び法人税・事業税の税率引下げにより構成されており、今年で3年目を迎える。その間、政府債務は拡大する一方であり、今回も、法人事業税の外形標準課税などの法

人税制改革も進まないままとなっている。

（1）住宅税制

住宅ローン控除制度は、1999年以来、大幅に拡充されているものであり、現行制度では、5,000万円までの住宅ローン残高に対して、15年間、最高587万5,000円を税額控除する制度である。それ以前の住宅取得控除制度は、5～6年間で最高150～180万円程度であったから、景気浮揚策としてその減税幅も極めて大きくなつたものである。当初、2000年末までの入居者に限っていたが、延長され、今年の6月までとなっている。

新たな住宅ローン減税制度（仮称）では、この制度の減税期間を、15年から10年に短縮、減税規模を最高500万円に圧縮した上、2003年12月までの居住としている。毎年の税額控除率は、年限によって差をつけていたが、新方式では、毎年、債務残高の1%が税額控除になる。

1999年からの大規模な住宅減税継続という観点からみれば、景気の腰折れへの不安からの実施ということになろうが、もともと、住宅の駆け込み需要に期待した短期的施策であったわけで、その効果がどこまで続くのか。また、借金を多くすればするほど減税となることで、過大な借金を生み出しあしないか。金利が上昇した時の住民負担の拡大、金融機関にとっての不良債権問題につながりはしないか。一方、合理的に返済計画をたてることが通常であるとしても、5,000万円のローンに耐えうる人々がどの程度いるのであろうか。

住宅政策を持家中心の政策とし、基本的には個人の問題として、住宅購入をする個人にリスクを

表1 2001年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額（初年度）

（単位：億円）

1. 住宅税制	▲150
2. 中小企業投資促進税制等	▲960
3. 社会経済情勢の変化への対応	▲660
4. その他の租税特別措置	+40
合 計	▲1,730

（注）上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。

背負わせる形から、良質な賃貸住宅の公的供給へ転換する時がきているのではないだろうか。そもそも、居住とは、人生という一定期間の中で、家屋を利用するものであり、買うか借りるかは、あまり大きな問題ではない。土地、住宅はもはや価値の上昇する資産とはいえないのであれば、居住の質にこだわることが必要であろう。

また、贈与税の基礎控除額は60万円から110万円に拡大し、特例である住宅取得資金の贈与を受ける場合の非課税枠が300万円から550万円に増加している。親の援助に期待した住宅取得の可能性を高めるための対策とみられ、住宅ローン減税を補強するものとなっている。

いくら所得課税で減税策をとっても、購入した住宅自体不良債権化し、低金利といえども資産価値の下落にあって、実質金利が高いということであれば、また、毎年の収入の中で大きな部分がローン返済に充てられるすれば、消費意欲が湧くはずもなく、景気への影響は不透明であるといえよう。2000年9月末の家計部門の住宅資金借入残高は約182兆5,000億円。年間の個人消費に対するローン残高の比率は、64%となり、約10年で20ポイントの増加となった。負債の増加に伴い、住宅ローンを抱えた世帯では、収入から税や社会保険料を除いた可処分所得の2割が返済に充てられている。

なお、居住用資産の買い替え特例や譲渡損失の繰越控除など、土地譲渡益課税の軽減措置は延長となっている。

(2) 中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制により、機械装置等を取得した場合の特別償却や税額控除、中小企業技術基盤強化税制として、試験研究費の税額控除率の引上げを導入している。

(3) 社会経済情勢の変化への対応

①情報通信

2年間続いたいわゆるパソコン減税、すなわち特定情報通信機器の即時償却制度は期限どおり廃止され、通常の6年の耐用年数をパソコンについては4年、その他のものについては5年に短縮するにとどまった。

②NPO税制

行政と住民の協働を進める上で重要なNPO法人への個人の寄付金控除については、日本赤十字社などと同様、特定公益増進法人への寄付と同じ扱いをすることになった。日本においては、比較的新しい問題であるが、改革への一歩として評価したい。今後は、収入を公益事業に当てる場合、課税を軽減するよう取り組んでいくことが必要であろう。

税制改正の方向性

ビルトイン・スタビライザー機能は、所得税率の簡素化によって小さくなってきており、景気回復策は、前より確実に困難になっている。しかも、環境問題、少子高齢化問題に直面する中で、拡張型、高成長型経済への回帰が難しいばかりか、それを

表2 新住宅ローン減税制度（仮称）の創設

住居の用に供する時間	控除期間	住宅借入金の年末残高	控除率
2001年7月1日から 2003年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1%

(備考) 2004年中の居住分については、2001年後期中に居住の用に供する場合の現行の措置と同様の制度とする。

追い求めるることは、それぞれの問題をより激化させる可能性がある。財政再建の観点から望ましくないことはいうまでもない。いやおうなく、福祉型、環境型社会に向かわざるを得ないだろう。福祉や環境の整備を進めることで経済を活性化させるような方向を目指すことになろう。

財政再建を目指すと、減税プランを持ち出すことはなかなか困難である。場合によっては、増税も視野に入れなくてはならない場面も想定される。まずは、20兆円を超える赤字国債の削減を目指すとして、消費税のみで対応すれば、10%もの税率引上げが必要となり非現実的である。構造改革、行政改革により歳出規模を切り詰めた上で、どれか一つの税ではなく、多くの税で少しづつ增收を図ることになる。そうした時、公平、福祉、環境、分権をキーワードとして再構築することで、国民の理解を求めることになるだろう。

(1) 所得課税（所得税、住民税）

99年度の所得税制改革で、所得税の最高税率は37%となり、イギリスの40%、アメリカの39.6%を下回り、先進諸国の中でもとくに低水準となった。少子・高齢化や財政再建問題が取り上げられる中、こうした状況をまったく無視したかのような、景気一辺倒の減税策。税調は現状より下げる方向を示してはいないが、政治レベルでは、さらに、もう一段の最高税率引下げ論されてきているところもある。

公平の観点をみると、國税で、アメリカ、イギリス並みの最高税率40%とし、地方税を合わせて55%程度には戻すか。あるいは國税の37%水準を当面維持し、地方で超過税率設定（現状の13%から18%の間）、すなわち地方税の引き上げで55%水準を目指すか、のいずれかになろうが、地方分権の観点からは、後者のほうが望ましい。ただ、道府県、市町村の住民税が合わせて5、10、13%の3段階から、最高税率部分が18%になるということであり、応益性の観点から、住民税の累進性が大きくなることは問題も残る。住民税を

フラットに、所得税を累進にという北欧型地方所得税を目指した抜本改正までの期間限定ということになるだろう。

また、男女共生社会を目指した少子化対応策として、できるかぎり世帯単位課税の色を薄め、個人単位課税に改めていく必要がある。これは、年金システムを個人単位に改めていく方向にも合致する。具体的には、配偶者特別控除の廃止や配偶者控除を縮小する方向であり、扶養控除についても再検討したい。少子化対策としては、子供の数によって控除金額を累増化していく方法か、児童手当や保育サービス等支出面でみていくことで、控除自体は縮小していく方法が考えられる。税収確保と個人単位課税という観点からは、後者の方をとるべきであろう。

(2) 法人課税

法人課税については、先進国並みに税率引下げを進めてきた以上、課税ベースの拡大を一層進めていくべきである。法人事業税の外形標準化についても、1964年以来税制調査会で議論が進められており、2000年夏の答申でも目玉の一つとなったところである。

その中では、外形標準課税の意義としては、地方分権を支える安定的な地方財源の確保、応益課税としての明確化、自治体の行政サービスに対する公平な負担といったこれまでの見解に加え、新たに、経済構造改革の促進があげられている。現行のような所得に対する課税よりも、「より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、企業経営の効率化と収益性の向上に資する」ことで、経済構造の改革に向けたということである。

さらに、「地方分権の時代においては、行政サービスの受益と負担の関係を各地方団体において判断し、地方団体が自主的・主体的に行財政運営を行うことが必要であることから、外形標準課税を導入する場合においては、各都道府県が税率決定について、自由度を有する仕組みとすることも重要である」として、これまでみられなかった自

治体毎に異なった税率の外形標準課税を想定したこととは、興味深いものである。

(3) 消費税

財政再建、高齢社会、多様な目標に向けて、消費税率の引上げが議論されている。しかし、現在の制度のままでは、あまりにも問題が多い。とくに、インボイス方式を導入せず帳簿方式であることについては、税導入当初から批判が出ていた。さらに、免税点の大きさ、簡易課税制度、複数税率を設けていないこと、生活必需品を標準税率からはずすこと、とりわけ食料品にゼロ税率を設けていないことなど、EUの付加価値税を基準として、見直しを図っていくことが必要である。益税問題さえ解決すればよい税制であるとの論も多いが、これを解決しなければ公平な税制とはいえず、そもそも本格的付加価値税とはいえない。

財政再建のため、将来的に、税率引上げの方向がありうるとすれば、こうした点の見直しが前提となる。不公平感がなく、生活必需品を直撃しないならば、高齢社会に向けた負担増について、国民の理解はある程度得られるものとみられる。

(4) 環境税

環境保護のためには、自然環境に影響を与えるものを、直接、規制していくのか、あるいは課税することによって減らしていくのか。2つの方法が考えられる。必要悪としてその存在を認めざるを得ないものについては、後者の方法をとることとなろう。

そもそも、消費税導入時に、物品税を廃止した際、自動車については、大型車と小型車の負担の格差は縮められた。経済に対する中立を目指したこの改革は、環境税的意味を減らしたものであった。環境問題が大きく取り上げられる中、体系的に見直していく必要がある。その際、炭素税など、大気汚染や広範な影響を及ぼすものについては国レベルで、これまでにも存在していたような自動車課税などは地方レベルで課税することとなる。ただ、現行の自動車関係税については、やや複雑すぎること、また、もともと環境税というより道路財源とし

ての意味が中心で環境税という意味はなかったことでもあり、環境対策という観点から体系的に見直しをする時期にきている。鉄道や飛行機も含めた交通体系全体の税として、見直しする方法も検討に値する。その他、自動販売機、ペットボトル、空き缶、ダム、産業廃棄物など、環境に影響を与えるものについて、自治体での検討が必要である。法定外税については、たとえ、税収自体は少なくとも、環境対策と税収確保の観点からみるべきものがあるといえるだろう。

自民党税調、与党税調の税制改正大綱では、低公害車、低燃費の車（新車）については、都道府県税である自動車税を一定期間、最大で50%減税している。一方、11年から13年を超える古い車については、生産当時の環境対策に関する技術力や自動車の機能の劣化を考慮し、税を10%加算している。

(5) おわりに

自民党税制調査会と同じく12月13日に発表された、政府税制調査会の答申は、財政の厳しい現状を考慮し、全体的には、減税より財源探しに力点がおかれているようである。微妙な点で自民党の税制改正大綱との違いを示している。

住宅ローン減税については、当初の目標がほぼ達成されてきたこと、租税特別措置の中で最も大きいものであること、住宅という資産のみを優遇する理由に乏しいこと等から現行制度の縮減を求め、株式譲渡益課税の源泉分離課税についても予定どおりの廃止を求めていた。法人事業税の外形標準課税についても、相変わらず先送りの自民党、与党3党案より、導入への積極性を示している。発泡酒のビール並への増税についても、賛成論は多いようである。

また、今回の改正では、相続税の税率引下げ等は見送りとなった。政府の中に、これに手をつけるべきとの主張も根強く残っているものの、負担の公平の観点から望ましいものとはいえないだろう。

（ほしの いずみ）